



後期高齢者医療の健康診査について

令和3年度

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方の健康管理・健康保持増進のため、健康診査を実施します。年度中1回受診することができます。

健康診査の受診を希望される方は、同封の『**受診券**』が必要になりますので、『**後期高齢者医療被保険者証**』とともに、医療機関等にご提示ください。

後期高齢者医療健康診査とは

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックを行い、必要に応じて医療や介護予防等につなげていくことを目的とした健康診査（以下「健診」という。）で、以下の項目を実施します。

基本的な項目 (全ての項目を受診してください)	◎質問票（フレイルに関する質問） ◎理学的検査（身体診察） ◎身体計測（身長、体重、BMI） ◎血圧測定 ◎検尿（尿糖、尿蛋白） ◎血液検査 ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール*） ・血糖検査（血糖値、ヘモグロビン A1c） ・肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)) ・腎機能検査（血清クレアチニン、eGFR、血清尿酸）
詳細な健診の項目	健康診査を実施した医師が必要と認めた場合に実施されます。 ◎心電図 ◎眼底検査 ◎貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

※LDL コレステロールは一定の条件の場合、Non-HDL コレステロールの測定に代わることがあります。

健診実施期間

令和3年度の健診実施期間は、受診券到着後～**令和4年3月31日まで**です。

健診費用

無料（一部の項目のみ受診された場合を除く）

※健診でなんらかの傷病が見つかり、その傷病の治療が行われた場合は、治療にかかる費用の一部負担金が必要となります。

健診の対象者

受診日に大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者が対象となります。

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害があると認められた方

ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ・病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

※退院・退所したなど事情変更があった場合は、受診券を発行いたしますので広域連合または市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）へお申し出ください。

- ・同一年度内に人間ドックまたは特定健康診査等の健診を受診している方

受診方法

1. 受診できる医療機関を、同封の「健康診査（医科） 実施登録医療機関リスト（以下「医療機関リスト」という。）」でご確認ください。

※医療機関リストに掲載されていても、受診時期等によっては受け入れをされていないこともあります。

※お住まいの市区町村以外の大阪府内の医療機関でも受診可能です。受診可能な医療機関は、広域連合のホームページでご確認いただくか、広域連合またはお住まいの市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、
必ず、事前に受診希望の実施登録医療機関へ、
実施状況を含めてお問い合わせください。

実施登録医療機関



2. 受診の際は、『**受診券**』と『**後期高齢者医療被保険者証**』を医療機関へ提示してください。

※受診券は年度初め（4月下旬）に送付します。年度の途中で新たに被保険者となられた方には、その翌月に送付します。

3. 受診結果は、医療機関から受診者本人に通知されます。

受診時の注意

1. 受診は、年度中（受診券到着後から令和4年3月31日）1回のみです。

2. 血糖検査等の検査結果に影響がありますので、午前中の健診は健診前10時間以上、水以外はとらないでください。午後の健診については、朝食は早めに済ませ、健診まで水以外はとらないでください。

3. 被保険者の資格が無くなったとき、または区外・市外へ住所を変わられたときは、同封の受診券を使用しての受診はできません。すみやかに同封の受診券を広域連合または市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）へお返しくください。

よくある質問と答え

Q.1

健診を受けるためには
どうすればいいの？

広域連合から送付する『**受診券**』と『**後期高齢者医療被保険者証**』を実施医療機関にご提示ください。同封の「医療機関リスト」が実施医療機関となります。

ただし、リストに掲載されていても、受診時期等によっては受け入れをされていないこともありますので、**事前に実施医療機関に確認してください。**

Q.2

生活習慣病で既に
病院で治療中だけど、
健診を受けなければ
いけない？

広域連合が実施する健診では、生活習慣病だけでなく、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックも行っていますので、生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。

Q.3

受診券をなくして
しまいました。

広域連合（06-4790-2031）またはお住まいの市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）にご連絡いただきましたら、受診券を再発行します。

Q.4

健診を受けた後は
どうなるの？

健診を受けた後、実施医療機関からご本人に健診結果が通知されます。大切に保管し健康管理にお役立てください。

なお、通知の方法は実施医療機関によって異なりますので、受診された実施医療機関にお問い合わせください。

※本健診の結果をもとに、お住まいの市区町村から保健事業のご案内をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

Q.5

プライバシーが
守られるか心配
だけど、大丈夫？

健診に関する個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、被保険者の健康増進のために必要に応じて市区町村に提供します。

また、実施医療機関は、個人情報保護法や上記条例を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが義務づけられています。